

令和2年度（介護予防）特定施設入居者生活介護の 指定申請に係る事前相談の取扱いについて

「東京都高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度）」（以下「都計画」という。）に基づき、介護専用型・混合型の特定施設必要利用定員総数が設定されているところですが、令和2年度の特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の指定に係る事前相談の取扱いについて、下記のとおりとします。

記

1 対象施設

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当するもの）及び軽費老人ホームで、（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定申請を計画しているもの

2 区市町村及び都における事前相談について

（1）区市町村における事前相談

都へ事前相談計画書（以下「計画書」という。）を提出する前に、あらかじめ、施設整備予定地所在の区市町村にこれを提出してください。

（2）都における事前相談

都では、提出された計画書を「特定施設入居者生活介護事業者の指定申請に係る事前相談取扱要領」（以下「事前相談取扱要領」という。）の3により審査した後收受することとします。

（3）都における事前相談取りまとめ期間

ア 都における事前相談受付開始日時は令和2年4月17日（金曜日）午前9時00分とします。

イ 令和2年4月については、同日から月末までの間に收受した計画書を取りまとめます。また、5月以降は月初から月末までとします。

ウ 都での事前相談についての日程予約は、4月10日（金曜日）午前9時00分以降電話で受付けます。**（予約必須）***

※ 電話での日程予約に当たっての留意事項

- ・ 受付電話番号は、対象施設種別ごとに、下記お問い合わせ先に記載の番号とします。
- ・ 来庁による予約など、電話以外の方法での予約受付は行いません。
- ・ 予約受付開始日は、1回の電話につき予約は計画書1件までとさせていただきます。
- ・ 1件の計画書提出についての予約電話は1件の電話のみとさせていただきます。

（4）その他事務取扱方法は、事前相談取扱要領に定めるところによります。

3 総量管理方法

- (1) 上記2 (3) により取りまとめた計画について、介護専用型・混合型それぞれで、老人福祉圏域ごとに、都が計画書を収受した日時が早い計画から順に、都計画における整備可能定員数（いわゆる「枠」）を割り振ることとします。
- (2) 事前相談計画について、事前相談取扱要領の4に基づき、区市町村から都に対し「認める」または「意見なし」（無回答含む）との回答がある場合は、都は必要利用定員総数に基づく指定の拒否はしない（※1）こととします。
- (3) 老人福祉圏域ごとの整備可能定員数については、都福祉保健局ホームページに最新の状況を掲載します。（※2）

4 事前相談対象外施設について

養護老人ホーム（※3）が特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合又は介護療養型医療施設が特定施設へ転換する場合については、都は必要利用定員総数に基づく指定の拒否はしないこととします。

（※1）したがって、都計画における「枠」がない圏域では、区市町村が計画を認めるか否かで指定の可否が決まることとなります。

（※2）平成27年4月より八王子市が中核市に移行し、特定施設に関する事務は八王子市に委譲されていますが、特定施設入居者生活介護の総量管理は都で行います。

（※3）養護老人ホームについて、以前は外部サービス利用型のみ指定を受けられましたが、平成27年4月より、一般型（包括型）の指定を受けることができることとされています。

【お問い合わせ先】

（有料老人ホーム・軽費老人ホーム）

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課有料老人ホーム担当
電話：03-5320-4296（直通）

（サービス付き高齢者向け住宅）

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課高齢者住宅担当
電話：03-5320-4273（直通）